

**令和2年度第2回
墨田区障害者施策推進協議会 議事要旨**

日 時 令和2年11月20日（金） 午前10：00～10：45
場 所 すみだりバーサイドホール イベントホール

1. 開 会

2. 議 題

「第5期墨田区障害者行動計画」の策定に係る中間報告について

3. 閉 会

<資料>

■議題用 <事前送付分>

- ・資料1 「墨田区障害福祉総合計画」中間まとめ（概要版）
- ・資料2 「墨田区障害福祉総合計画」中間まとめ

■<当日配布分>

- ・資料3 第4期墨田区障害者行動計画に係る次期計画に向けた振り返りについて

●墨田区障害者施策推進協議会委員名簿

(敬称略)

氏名	所属	出欠
荘司 康男	墨田区障害者団体連合会	出席
三宅 裕	墨田区障害者団体連合会	出席
浅岡 ミサ子	墨田区障害者団体連合会	欠席
庄司 道子	墨田区障害者団体連合会	出席
菊池 昌子	墨田区障害者団体連合会	出席
三浦 八重子	墨田区障害者団体連合会	出席
小久保 登美子	墨田区知的障害者相談員	出席
中村 智世子	墨田区身体障害者相談員	出席
○鎌形 由美子	墨田区社会福祉協議会	出席
田村 正一	墨田区民生委員・児童委員協議会	出席
笹生 依志夫	障害福祉サービス事業者 墨田区障害者審査会委員	出席
田中 邦友	墨田区議会議員	出席
とも 宣子	墨田区議会議員	出席
はら つとむ	墨田区議会議員	出席
井上 ノエミ	墨田区議会議員	出席
渋田 ちしゅう	墨田区議会議員	出席
かんだ すなお	墨田区議会議員	出席
野口 幹人	東京都立墨田特別支援学校長	出席
松井 隆	特別支援学級設置中学校代表（本所中学校長）	出席
篠田 哲也	墨田公共職業安定所 職業相談部長	欠席
西塚 至	墨田区保健所長	欠席

○会長

<事務局出席者>

福祉保健部長

厚生課長

障害者福祉課長

保健予防課長

学務課長

障害者福祉課・保健予防課各担当係長及び主査

1. 開 会

事務局、福祉保健部長あいさつ（省略）

2. 議 題

「第5期墨田区障害者行動計画」の策定に係る中間報告について

≪資料1「墨田区障害福祉総合計画」（概要版）に沿って事務局より説明（省略）≫

委員からの御意見及び御質問等

●事務局

事前に頂いた御意見・御質問について御紹介・回答いたします。

御意見①：障害者手帳所持者年齢構成の推移の表において、愛の手帳所持者が増加しているものの18歳未満の所持者が年々減少しています。転居の要素は別として今後も学齢期及び就学前の障害のある幼児・児童は減る傾向にあるのですか。これから愛の手帳を申請する予定の幼児がいるのでしょうか。

事務局回答：18歳未満の愛の手帳所持者数は、18歳未満の児童を対象とする児童発達支援や放課後等デイサービスの利用者は年々増加していることや、また、墨田区全体の人口が増加していることを踏まえ、今後は増加に転じるものと見込んでいます。就労については、引き続き基本目標の1つとして掲げ、特に「障害者の就労等に関する総合相談の実施」、「就労移行支援事業の充実」、「働く障害者への職場定着支援及び生活支援の充実」を重点事業としております。

御意見②：重点事業になっています就労移行支援事業、就労継続支援事業につきまして、コロナの影響も少なからず見られ、本校の高等部3年生も就労希望者が希望の実現に厳しい状況の生徒もいるため、合わせて就労移行支援事業所の実習も行っています。重点施策になっておりますが、就労移行支援事業の充実、福祉的就労機会の確保につきまして、是非よろしくお願いします。また、生活介護サービスについて、本校の高等部卒業生の大多数が生活介護事業所への通所を進路先として希望しています。3か年計画の見込みとして通所受け入れ人数を増やしていただけていますが墨田区在住の本校生徒が卒業後の進路に困らないように受入れ人数の確保をお願いします。

事務局回答：生活介護については、卒業予定の方への聞き取り調査により、必要な受入数を把握し、卒業後にすべての方がご希望の進路に進むことができるよう、努めてまいります。

御意見③：基本指針に定める成果目標において数値目標を設定していることは良いことです。福祉施設の入所者の地域生活への移行について、地域生活移行者数目標を12人としていますが、コロナ禍の中で福祉施設自体の経営悪化により、厳しい状況が見込まれます。

区のコロナ禍における来年度に向けた対応策を考えていますか。具体的にお答えください。

事務局回答：地域移行後の受け入れ施設としては、就労継続支援B型を中心に空きがある状況です。また、新型コロナに関してですが、就労継続支援B型における工賃向上の目標値を令和4年度以降据え置くこととしているほか、全体に係る方針として、新型コロナのサービスに及ぼす影響が不透明であることから、柔軟な計画の運用を図ることとの文言を盛り込んでおります。具体策については、事業者の状況把握に努め、適宜検討してまいります。

御意見④：地域生活支援拠点等が有する機能の充実について、「面的な体制整備を進めていきます」とありますが、具体的にどうするのか、3年間でどの程度まで進めていくのかお答えください。

事務局回答：精神障害者の生活の場を「入院医療中心から地域生活へ」という理念のもと、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を推進していくことで退院支援の促進と就労支援を強化していきます。また、近年8050問題や親亡き後も安心して暮らし続けていくために精神障害者の地域支援を行う面的な体制整備を目指します。令和3年度に制度設計のための調査研究を行い、令和4年度は委託も視野に入れた事業化のためのモデル実施、令和5年度は本格実施の方向で検討していく予定です。令和元年度に精神障害者地域生活支援協議会を設置し、保健、医療及び福祉関係者による協議の場を通じて、重層的な連携による支援体制を構築していきます。更に令和元年度は「住まいに関する分科会」、令和2年度は「拠点整備に関する分科会」で協議していきます。面的整備については、①相談（アウトリーチ型多職種による訪問など）、②緊急時の受入れ・対応（既存のグループホームの一床年間借上げや24時間緊急対応・電話相談支援事業）、③体験の機会・場の提供（地域移行支援や親元からの自立等にあたって、共同生活援助等の障害福祉サービスを利用し、一人暮らしの体験を行うなど）についてめざします。

御意見⑤：重度の肢体不自由者のグループホームの建設に関しての進捗状況はどうなっていますか。令和3年から5年度の計画に入れるなら、完成は令和5年度になると考えられますが、具体的なスケジュールを教えてください。また、施設に関しても複合施設などいろいろな考えがあるようですが、ある程度の考えをまとめる時期に来ていると思います。現時点の考えを教えてください。障害者の両親も高齢化しているので、親がいなくなった後の子供達の将来を心配しています。墨田区と地域で、障害を持った方々が安心して暮らせて行けるようにサポートしていく必要があります。是非、具体的な計画を作って前進していくことをお願いします。

事務局回答：重度の肢体不自由者のグループホームについては、まずは場所の選定をしたあと、こういった内容のものを建てるのか関係者から十分な聞き取りをしたのちに、事業者の選定になると考えています。利用者が安心して住める場所となることが一番大事であると考えています。また、開設の時期についてはできるだけ早くという気持ちがございます。

場所の選定を含め、法人の選定や運営内容など、しっかりと見極め、慎重に進めていきたいと考えておりますので、どうぞご了承のほどよろしく願いいたします。

御意見⑥：第6期の墨田区障害福祉計画の中に、医療的ケアがあっても入れる重度身体グループホームが入っていません。区議会で区長から、知的、身体重度グループホームを1つずつ作るという発言があったと思うのですがどうなっているのでしょうか。

事務局回答：重度障害の方のグループホームについては、本計画の上位計画である墨田区基本計画に2か所整備すると盛り込まれています。障害者行動計画においても記載してあります。重度身体障害者グループホームを整備するという考えは変わっていません。

御意見⑦：就労継続支援B型の工賃について、これまでの計画では令和2年度の目標が22,400円となっており、今回の計画はそれを下回る金額となっていますが、新型コロナウイルス感染症の状況などを勘案したのかとは思いますが、説明をいただきたい。

事務局回答：おっしゃる通り、新型コロナウイルス感染症の影響を勘案しております。現在も新型コロナウイルス感染症が拡大している状況下の中で大変危惧をしているところでございます。これまで目標数値に達していない状況も勘案し、この金額とさせていただいております。

御意見⑧：障害を持ったお子さんの支援について安心して幼稚園保育園に通えるように対応を図っていただきたい。

事務局回答：実施事業内に保育園や幼稚園の受け入れ支援について記載しております。両保健センターや児童発達支援センターで、障害の早期発見に努めるほか、障害の有無に関わらず安心して通園できる環境の整備に努めていきたいと考えております。

御意見⑨：令和2年地域共生社会の実現のための社会福祉法の一部を改正する法律が成立し、重層的支援体制整備事業が規定されております。このことを受けて、この計画に何か反映しているのでしょうか。

事務局回答：令和2年に地域共生社会の実現に向けて、地域住民の複雑化、複合化した支援ニーズに対応する包括的な福祉サービスの提供体制を整備する観点から、社会福祉法に基づく事業と、従来の対象者別支援の根拠となっている介護保険法、障害者総合支援法、子ども・子育て支援法、生活困窮者自立支援法の各法に基づく事業を一体のものとして実施する重層的支援体制整備事業が規定されています。具体的には次年度策定予定の墨田区地域福祉計画の策定検討の中で検討されていくことになろうかと思いますが、この計画においても、総合計画においても、新たに基本目標の相談先や情報を得る手段を確保すると掲げており、相談体制について意識的に取り組めるようにしているほか、国の指針においても地域包括ケアシステムや、地域生活支援拠点等が有する機能の充実の部分に反映されているも

のと考えております。

御意見⑩：障害者基幹相談支援センターについて、令和5年に設置をするのでしょうか。具体的な説明をしていただきたい。

事務局回答：現在のところ、令和5年の開設を目指しております。開設場所については、次期協議会の中でご報告をさせていただきたいというふうに考えているところでございます。

御意見⑪：道路のバリアフリー整備事業の最後のところの言い回しが、確保するといいますが、この表現は適切なのでしょうか。

事務局回答：所管と今後相談させていただき、例えば「努めます」という表現にするのかどうか、調整、検討をさせていただければと考えています。参考までに、当事業ですが、元年度は国技館通り他5つの路線でバリアフリー整備事業を行ったそうです。また、2年度は小梅通り、区役所通りのバリアフリー整備を行う予定と聞いております。

事務局からの報告は以上です。

●会長

ありがとうございます。委員の皆様、事前の御意見等ありがとうございました。今の御回答等に何か追加で御質問等ございましたらお願いいたします。

●委員

質問の回答ありがとうございました。計画の策定体制の中で、「障害者団体からの意見聴取、パブリック・コメントの実施など区民から広く意見聴取を行い、計画への反映」と書いてあります。いつごろと考えていますか。

また、パブリック・コメントを行いますと、今、コロナ禍の中でコロナに対してのいろいろな思いがあるかと思いますが、今回の計画が、令和3・4・5年度ということで3年ごとの期間のものであるのに対し、コロナは短期的、いつ頃まで続くかわかりませんが、それとは少し分けないとはいけません。パブリック・コメントをして、コロナの意見も大事なんですけれども、長いスタンスで考えていくことも大事でございますので、そこら辺を分けて考えているのかどうか、事前にパブリック・コメントの聞き方によってだいぶ変わってくるかと思うので、その辺についてお示しいただければと思います。

●事務局

パブリック・コメントにつきましては、墨田区議会定例会11月議会で報告をさせていただき、その後、1か月程度行う予定でございます。今、皆さんに見ていただいている資料をもとに、ご意見を頂戴したいと考えているところでございます。そして、コロナの影響がどの程度までということですが、基本的には計画ですので、通常のかたちで数字等々は入れ込ませていただく、また文言等表記させていただくということがあります。ただ、この先どう

いう状況になるかわからないというところでは、その状況を踏まえて柔軟な対応を図らせていただきたいと思っていますところでございます。

●委員

重度の肢体不自由者のグループホームの建設についてお伺いします。これまでも何回かお伺いしていますが、なかなか建設が進みません。なぜ遅れているのか、その理由をもう1回教えていただけませんか。

●事務局

まずは場所を決めなければいけないというふうに思っています。そして、今、全庁的に関係所管が集まりまして、よい場所を選定しているところでございます。私どもとしては、とにかく早くどこでもよいからということではなく、きちっとよい場所を選ぶということを父母の会の皆様からもご要望いただいております。そちらの要望をできるだけ反映できるかたちで選定をしていきたいというふうに思っておりますので慎重な検討をしていくところでございます。

●委員

一つ目に、早期発見と早期療育の、新生児聴覚検査の実施について、いつから始まるんでしょうか。具体的に説明していただきたいと思います。

二つ目に、聴覚障害の子どもが言葉を覚える場所が今は墨田区にないのです。江東区と葛飾区と豊島区の3つだけです。そのために、聞こえない子を持つ親が、その3か所に子どもを連れていく必要があります。親の生活もありますので大変だと思います。生まれたばかりの聞こえない子どもに手話を覚えてもらうために、聴覚障害児の子どもが健聴児並みに学習を受けられる場所をつくってほしいので、墨田区でもそういった場所をまず立ち上げていただきたい。

三つ目に、就労支援に関してです。障害者のための就労支援センターがありますが、障害者ということが看板にはありますが、聴覚障害者、視覚障害者は今、あまり見られないというふうに聞いております。そうすると、障害者という看板の言葉にはそぐわないかなと考えております。聴覚障害者も視覚障害者もちゃんと含めた障害者ということなので、看板を直すというか、それを含めて考え、検討して進めていっていただきたい。

以上3点御回答をお願いいたします。

●事務局

まず、新生児聴覚検査についてでございます。これは平成31年4月から開始した事業でございます。新生児に聴覚障害の疑いがないか調べる検査で、眠っている新生児にささやき程度の音を聞かせて反応を見ることで、数分で行うことができるということです。聴覚に障害があることがわかったら、早期に適切な支援を開始することで、言葉の発達などへの影響を最小限に抑えることができると聞いております。また、こちらの事業は、今回のこの計画から新規事業で掲載をさせていただいております。私たちの中でも非常に大事なことだと認識をして掲載させていただいております。

学習ができる場所を立ち上げて欲しいというご質問、こちらについては、今後の課題とさせていただきます、また、関係部署と相談をさせていただければと思っております。

次に、就労支援センターの看板を直したほうがいいのではないかといったことにつきましては、現在のところ、たまたま聴覚障害の方、視覚障害の方は少ないのかもしれませんが、今後も障害の種別に関わらず、私どもは、来ていただきたい、利用していただきたいと思っております。皆様方の様子等見ながら、看板については、長期的に検討させていただければというふうに思います。(※)

※事務局追記

墨田区就労支援総合センターは、現在聴覚障害のある方もご利用されています。生活支援「あったまろん すみだ」及び同施設内に併設されている「手話通訳等派遣事務所」において、聴覚に障害のある方の就職に向けた支援や、現に就労されている方の定着支援を行っています。

また就労移行・定着支援「ゆめたまご すみだ」には職業指導員として手話通訳士を配置しており、聴覚に障害のある方の訓練にも対応しております。

●委員

心身障害者福祉手当で、区の制度の支給となっているところがあります。この中に、精神に障害をお持ちの方の手当については記載をされておられません。障害者差別解消法が平成25年の6月、制定され、そして平成30年の10月にこれを追っかけるようなかたちで、東京都の障害者への理解促進および差別解消の推進に関する条例が策定されております。そういう動きを見て、心身障害者医療費助成、都の制度の実施、これには明確に精神障害者保健福祉手帳1級の人を対象に云々と記載されております。このように、国に準じて東京都も一定の条例の趣旨に沿った見直しが行われている現状にあると私は認識しております。今般の中間のまとめは、来年度から令和5年と、この3年間の計画の中で、精神障害をお持ちの方の手当のことについての配慮、そういったことも一切記載されていない。もちろん今まで自立支援協議会の方の力、それから行政内部では幹事会ですか、そういう経緯を経て、今日の間接のまとめになっていると、そのように理解をしております。しかし、この点について、意見のやりとりは何も、委員の方から今日までなかったのか、私は非常に不思議に感じております。もちろん、区のほうも、執行機関も、このことについては重く受け止めていると、私も認識をしております。令和5年度まで、何らアクションもなしでこのままいくのか、障害の定義には精神障害の方も含まれているのでこのままでいいのか、その辺の心配がありまして、このままということになると、大変申し訳ない事態になるんじゃないかなと。23区の状況も含めて、区の認識をお尋ねさせていただきたいと思っております。

●事務局

精神障害の方への手当についてでございます。この間も関連団体等の皆様からのご要望をいただいているところでございます。今、委員にご紹介いただいた通り、私たちも大変重く受け止めている次第です。どういったかたちで改善をしていくのかということところは、私ど

も所管に限らず、全庁的な検討が必要であろうということで、庁内でも関係所管で検討させていただいているということですが、今現在の状況としては、現行のかたちを記載をさせていただいております。今後、計画途中で変更があるのかなのか、そこも含めて、できるだけ私たちとしては、当事者の方の気持ちに寄り添えるものにしていきたいということは考えているところでございます。

●委員

長い時間がかかっているように私には思えてなりません。どうかしっかりと庁内で、今日、部長さんもいらっしゃいますし、しっかりと福祉部門の責任者として、この現状についての打開、そのことについて、是非とも然るべき場で真剣に取り組んでいただきたいなと、そんなふうに思います。やはり、一番私達が大事なことは、障害をお持ちの方にいかに寄り添うかという、その姿勢が問われている昨今であると思います。先ほどの社会福祉法の改正のことも報告をいただきました。従来とは違った福祉、あるいは地域福祉を取り巻く環境は大きく様変わりしようという中で、行政のみならず、区民の方を巻き込んだ区民運動として、しっかりと取り組んでいただきたいな、そんなふうに思います。そういう面では、今日お見えの学務課長さんも、しっかりとフォローしていただいて、障害をお持ちの方が、然るべく区立の幼稚園に入れるような、そういうような配慮をいただいていることも承知しております。また、道路のバリアフリー、皆さん困っているのが道路の段差であったり、日々の生活の中でいろんな課題があることを、我々、一緒になって、その解消に努める必要があるのかなと。先般も要望書を出されましたらしっかりとそれを受け止めて、区の問題、区民の皆さんの問題として認識をしていただいて、積極的に警察のほうに掛け合ってくださいということで、少しずつながらも、皆さんに寄り添うような機運が徐々に高まっているのかなと、大変喜ばしく思っております。障害をお持ちの方の皆さんのために、どうか引き続いての皆さんのご尽力を賜りますよう、心からお願いいたします。

●会長

まだ御意見を伺いたいところではございますが、次の委員会もございましてので申し訳ございませんが以上で閉会とさせて頂きたいと思っております。本日は貴重な御意見ありがとうございました。これにて閉会いたします。

3. 閉 会